

第3次入間市公民館基本計画

(令和9(2027)年度～令和13(2031)年度)

〔原案〕

入間市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 公民館を取り巻く状況

- 1 これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 計画の基本となる考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 計画全体にかかる視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 施策の体系

- 基本方針1 人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - 重点施策(1)－① 暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供・・・・ 1 1
 - 重点施策(1)－② 地域住民の主体的な学びの支援・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 基本方針2 つながりづくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - 重点施策(2)－① 学習情報、地域情報の提供・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - 重点施策(2)－② 学習や活動の成果を発表する機会の提供・・・・・・ 1 2
 - 重点施策(2)－③ 情報交換の場の提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 基本方針3 地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
 - 重点施策(3)－① 地域活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
 - 重点施策(3)－② 地域ぐるみでのこども・子育て支援の促進・・・・・・ 1 3

第5章 計画の推進に向けて

- 1 市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 2 地域への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 3 計画の進行管理・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

入間市教育委員会は、入間市における公民館の目指す姿、担う役割、活動方針、運営のあり方などを明らかにするため、平成29(2017)年度に「入間市公民館基本計画」を策定し、様々な取組を推進してきました。

その後、市政の課題や教育を取り巻く社会の動向の変化に合わせた社会教育・公民館活動を進めるため、令和4(2022)年度から「第2次公民館基本計画」に基づき公民館事業の更なる展開を図ってきました。

この度策定する「第3次入間市公民館基本計画」(以下「本計画」という。)は、これまでの取組を継承し発展させるため、今後の5年間に於いて公民館が取り組む施策と目標を明らかにする計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 公民館の法的位置づけ

本市は『社会教育法』及び『公民館の設置及び運営に関する基準』に基づき『入間市公民館設置及び管理条例』を制定し、公民館を設置・運営しています。

(2) 市の計画体系における位置づけ

本計画は、法令及び国や埼玉県教育振興基本計画等を踏まえつつ、「入間市総合計画」との整合を図って策定した「入間市教育大綱」及び「入間市教育振興基本計画」に関連する個別計画です。

① 第7次入間市総合計画 前期基本計画〔計画期間：令和9(2027)～13(2031)年度〕

「入間市総合計画」は、市民生活に関わる様々な施策や事業を実施する際の指針となる計画であり、市全体の進むべき方向性を表す計画です。

10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 誰もが豊かさを実感できるまち いるま」とし、施策の大綱に「こどもたちが自分らしく健やかに育つまちづくり」「多様性を認め世代を超えて互いに成長し、文化を伝え育むまちづくり」を位置づけています。

② 入間市教育大綱〔計画期間：令和9(2027)～13(2031)年度〕

「入間市教育大綱」は、地域の実情を踏まえて市の教育や文化の振興に関する総合的な施策についての基本となる考え方を定めるものです。

基本理念を「豊かな学びの場から ともに幸せな未来を拓く いるまの教育」とし、市の教育の基本的な方針を示すものです。

③ 第4期入間市教育振興基本計画〔計画期間：令和9(2027)～13(2031)年度〕

「入間市教育振興基本計画」は、本市の教育施策全体を貫く基本理念と各分野における取組の方向性を明らかにし、教育の一層の振興を図るための計画です。

この計画は、「入間市教育大綱」にあわせて「豊かな学びの場からともに幸せな未来を拓く いるまの教育」を基本理念とし、社会教育・生涯学習にかかる基本方針として「学びと交流を通じた市民による地域コミュニティづくりを推進する」「ライフステージに応じた学びと実践による共創のまちづくりを推進する」を位置づけています。

【国や県の計画等】

i) 「第4期教育振興基本計画」〔計画期間：令和5(2023)～9(2027)年度〕

国の「第4期教育振興基本計画」においては、今後の教育政策の基本的な方針の一つに「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」を掲げ、「社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成」「社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充」の必要性を唱えています。

ii) 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

(平成30(2018)年12月中央教育審議会答申)

本答申においては、地域における社会教育の意義と果たすべき役割として“社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり”を示し、社会教育の方向性として“開かれつながる社会教育の実現”が掲げられています。また、この答申において公民館には元来の地域の学習拠点としての役割に加え“地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、地域の防災拠点”としての役割が期待されると示しています。

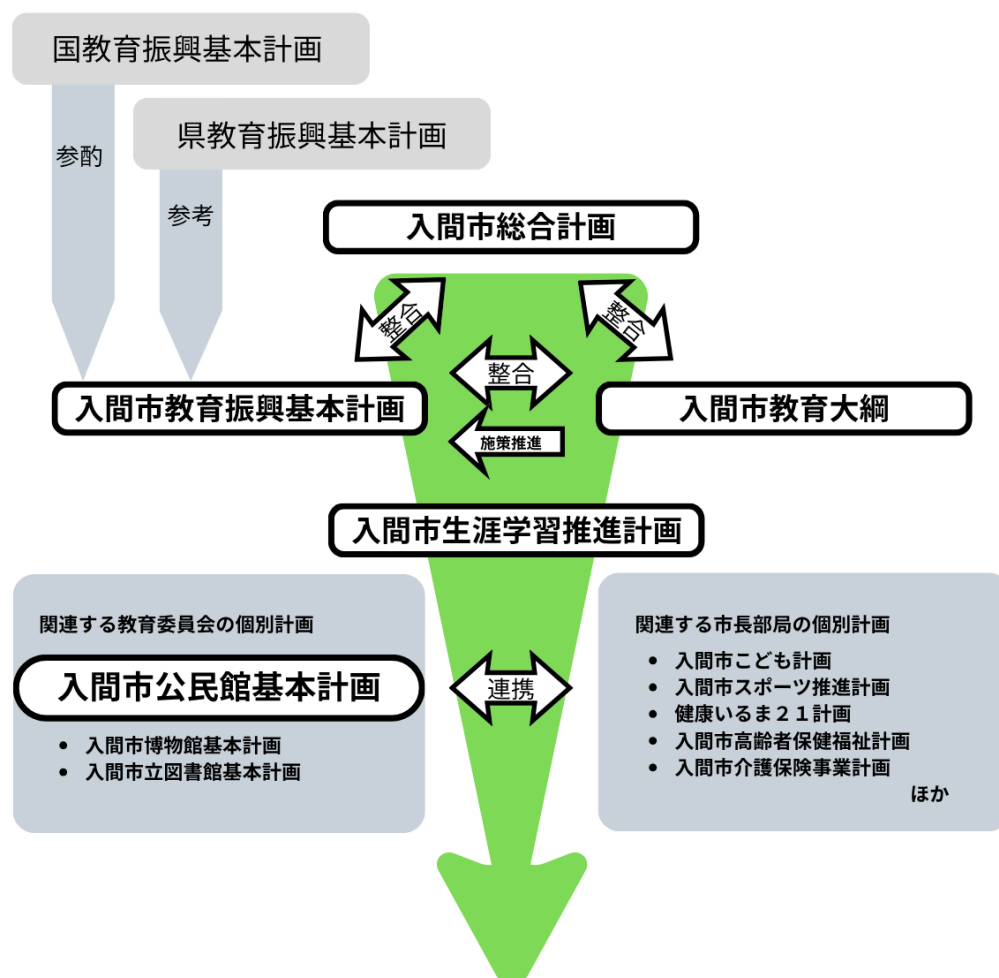
iii) 「第4期埼玉県教育振興基本計画」〔計画期間：令和6(2024)～10(2028)年度〕

「第4期埼玉県教育振興基本計画」においては、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念とし、その実現に向けて10の目標を定めた中で、社会教育・生涯学習にかかる目標として「家庭・地域の教育力の向上」「生涯にわたる学びの推進」「文化芸術の振興」を掲げています。

(3) 計画期間

第3次公民館基本計画の計画期間は、第4期入間市教育振興基本計画にあわせて令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間とします。

【体系図】



第7次入間市総合計画基本構想10年間のまちづくり目標

みんなでつくる 誰もが豊かさを実感できるまち いるま

第2章 公民館を取り巻く状況

1 これまでの経緯

公民館は、市民生活における身近な学習活動、文化活動の場としての役割を担ってきました。

事業については、戦後間もない頃は青年向けの学習講座や文化活動を行う青年学級、婦人会を中心とした生活改善運動などの事業を盛んに実施しました。また、こうした事業はPTA等の活動にも広げられ、保健衛生講習や栄養改善の料理教室、青少年の健全育成など様々な学習機会を地域に提供するとともに、子ども会の育成や母親学級など、こどもや子育て支援を目的とした事業も活発に行っていました。

このように、公民館においては教養の向上や実用的な知識の取得を目指した事業、地域づくりにつながる事業など、多種多様な事業を実施してきました。

その後、生涯学習という概念が提唱されるようになると、公民館は地域住民に社会教育の機会を提供する場としての役割だけでなく、個々人が趣味や教養を学ぶ場としての役割が求められるようになり、サークル活動に施設を提供することに重きを置くようになりました。

施設運営においては、令和5(2023)年4月から公民館と支所・出張所を統合し、6つの機能を持った地区センターとして運営を開始しました。地区センター化を図ったことで、幅広い目的での利用が可能となり、人々が集い交流する地域づくりの核となる施設として位置づけられました。

2 現状と課題

近年は、少子化・高齢化の進行による人口構造の変化、新しい働き方の拡大による家族形態の変化など、様々な面で社会情勢が変化しており、地域コミュニティの衰退など、市民の暮らしにも様々な影響が生じています。

こうした状況の中で、公民館においては子ども会の解散やサークル活動の減少など公民館で活動する方々や団体の状況が変化しています。また、SDGsの啓発、健康づくりの推進、貧困問題への対応、情報化社会への対応など、現代的課題に関する学習機会の提供や、地域コミュニティづくり、子育て支援、学校との連携・協働、地域の福祉の向上への貢献などがこれまで以上に重要視されるようになりました。

一方、市政においては地域住民の利便性の向上や地域福祉の発展に資することを目的として、支所や公民館などを複合化する形で地区センター化を進めた中で、地域における公民館の位置づけが希薄となってしまっているという課題が顕在化しています。

【第2次計画の取組状況と課題】

第2次入間市公民館基本計画は、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を基本目標として設定し、様々な取組を進めました。

1 人づくり

(1) 暮らしを豊かにし、地域を活性化する学びの提供

【主な取組】

学術及び文化に関する講座や現代的課題に関する知識を身につけるための講座など、様々な学習機会の提供を行い、地域住民の教養や生活文化の向上を図りました。

【アンケート結果より】

多種多様な学習機会の提供については肯定的な評価が多かったのに対し、時代に即した課題及び地域課題に関する学習機会の提供については相対的に評価が低い状況であったことから、事業の狙いやテーマが地域のニーズに対応できていない面が生じてしまっているものと考えられます。

【課題】

現代的課題や地域課題の変化を的確に捉えた事業を設定するとともに、事業の意義や必要性などへの理解を深めていただくための工夫が求められます。

(2) 市民の主体的な学びの支援

【主な取組】

「サークルづくりに向けた企画運営団体募集事業」を実施し、市民が自ら学習に取り組むきっかけづくりに努めました。

【アンケート結果より】

サークル・団体等の設立や運営の支援について肯定的な評価が半数程度であったことから、公民館の事業が認知されていないか、手続きの進め方が分からず利用を控えてしまったものと考えられます。また、教室や講座に参加する意思はあるが、新たなサークルを立ち上げ活動に参画することまでは望んでいない方が多い可能性も考えられます。

【課題】

市民の意見を取り入れた教室や事業を実施する仕組みを構築する必要があります。また、地域住民の多様なニーズに応える相談体制の整備が求められます。

2 つながりづくり

(1) 学習情報、地域情報の提供

【主な取組】

地区センター（公民館）が実施する事業を地域住民にお知らせする「地区センターだより」を毎月発行したほか、市公式ホームページ、SNSも活用して幅広い情報提供を行いました。

地区センター（公民館）内に「地域活動団体紹介コーナー」を設置し、地域で活動する団体の情報提供を促進しました。

【アンケート結果より】

アンケート回答者の多くは日頃から施設を利用されている高齢者層であった点に留意が必要ですが、「広報いるま」「地区センターだより」「館内掲示板」などにより情報を得ている方が多く、市公式ホームページやSNSから情報を得ている方の割合が少ない状況であったことから、公民館の利用者に対しては紙媒体による情報提供は現時点でも大きな効果があると考えられます。

【課題】

引き続き紙媒体による情報提供への対応が求められます。

一方で、インターネットの利用率やスマートフォンの普及率は高齢者でも高くなっていることを踏まえ、こうした技術・機器を活用した情報提供の利便性の向上や周知に努める必要があります。

(2) 学習や活動の成果を発表する機会の提供

【主な取組】

様々な分野の公募展を主催し、広く市民に学習成果の発表の機会を提供しました。また、社会教育関係団体等との共催により展覧会・発表会などを開催し、活動成果を発表する機会を提供したほか、各地区の地区センター（公民館）において、文化祭をはじめとする様々なイベントを開催しました。

【アンケート結果より】

学習成果を発表する機会の有無について、7割を超える方が肯定的な評価をしていることから、地域における学習成果の発表の場として、地区センター（公民館）が開催する文化祭等のイベントは大きな役割を担っていると考えられます。

【課題】

文化祭等の事業の企画・運営を担ってきた組織のあり方が変わってきているため、持続可能な事業のあり方を検討する必要があります。

(3) 情報交換の場の提供

【主な取組】

地区センター（公民館）利用者の情報交換の場を設けるため、各施設において利用者懇談会を開催しました。

【アンケート結果より】

サークル・団体等の連携や情報交換の場としての役割について、肯定的な評価が半数程度であったことから、現行の懇談会という方式は施設利用者や地域の方々の交流の場としてのあり方がニーズに対応できていない面が生じていると考えられます。

【課題】

施設の役割や施設を利用される方々の状況が変化していることを踏まえ、懇談会という方式にとどまらず、様々な方法により情報交換の場を提供していく必要があります。

3 地域づくり

(1) 地域ぐるみのこども・子育て支援の促進

【主な取組】

子育て・家庭教育支援事業、世代間交流事業、こどもの居場所づくり事業など、こども・子育てに関する事業を実施し、地域全体でこどもを育む取組を進めました。

【アンケート結果より】

こども・子育てに関する活動への支援について、肯定的な意見が半数程度であったことから、事業の周知不足や事業の内容がこども・子育て世代のニーズに対応していない面があると考えられます。

【課題】

「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組の重要性がますます高まる中で、こども・子育てに関する事業や様々な関係機関等との連携・協働の充実が求められています。

(2) 地域活動の促進

【主な取組】

新たに地域活動を始めたい方々を対象とした「地域活動団体誕生応援制度」を設けて、地域活動のスタートアップを支援しました。

中学校区ごとに地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校が連携・協働して地域の教育力を高め地域づくりにつなげていく活動を進めました。

【アンケート結果より】

地域住民の連携や地域づくりの促進の支援について、肯定的な評価が半数程度であったことから、地域活動を促進する事業の周知や地域で活動されている方々の情報が不足していると考えられます。

【課題】

新たに地域活動を始めたい方々への支援の充実を図るとともに、利用しやすい制度として設定・運営することが求められます。

各地区センター（公民館）を拠点に地域学校協働活動を推進するための仕組みを整えるとともに、各地区の取組を市全体で支えていくことが必要です。

3 今後の方向性

(1) 社会教育・生涯学習の場としての施設運営の充実

公民館は、地域における社会教育・生涯学習の場として地域住民に様々な学びの機会を提供してきました。こうした取組は公民館の重要な役割であることに変わりはないことから、今後も地域住民に様々な学びの機会を提供するとともに、地域住民の主体的な学びの支援を継続していきます。

また、学びを深め発展させていくため、学んだことを地域で活用する機会の拡大に向け、住民と住民、地域と住民をつなぐ役割を強化していきます。

(2) 公民館に求められる役割の変化への対応

近年、公民館に対しては、学びの場としての役割だけでなく、地域コミュニティづくりを支え、地域課題の解決に寄与する場としての役割を担うことが求められているほか、「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な取組を実践する場としての役割も期待されています。

また、市政においても、地域振興や地域課題の解決に向けた地域の拠点となる施設とすることを目的として地区センター化を進めてきた中で、社会教育施設としての公民館の役割を今まで以上に明らかにしていくことが求められています。

こうした状況に対応していくため、庁内の関係部署との協力、地域における多様な主体との連携・協働を更に進め、共に学び支えあう地域づくりに向けた取組を進めていきます。

第3章 計画の基本となる考え方

1 基本理念

本市における公民館のあり方について基本となる考えを示すものです。

みんなの学びあいと交流による

豊かな地域コミュニティづくりを支える公民館

公民館は、地域住民に学びの機会を提供することや、地域住民のふれ合いやつながりづくりを支える場としての役割を担う必要があります。また、こうした取組により地域の活性化を図り、地域住民が主体的に地域活動に参画できる環境づくりを進めることが求められます。

こうした役割の実現に向け、公民館は社会教育を通した地域コミュニティづくりを支える拠点施設となることを目指していきます。

2 計画全体にかかる視点

基本理念の実現に向け、計画の策定及び施策の展開を図るうえで基本とする視点です。

○ 地域から親しまれ信頼される公民館

公民館は、誰もが気軽に立ち寄りたくなる明るい雰囲気を持つとともに、教育機関としての専門性を発揮し、地域住民の要望や相談に的確に対応します。

○ 地域に必要な学びを提供する公民館

公民館は、地域住民同士が生活課題や地域課題を解決するために、自立・協働・創造に向けて主体的に学ぶことができる、多様で魅力的な学習機会を提供します。

○ 地域の交流や協働を促進する公民館

公民館は、コーディネート力を発揮し、地域住民同士が絆を結ぶことができるよう支援することにより、地域づくりを推進します。

第4章 施策の体系

基本理念に掲げた「学び」「交流」「地域コミュニティづくり」を具体的に進めていくため、施策の体系に「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の3点を基本方針として位置づけ、それぞれの施策を展開していきます。

【施策の体系】

基本方針	重点施策	取組項目
人づくり	暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供	現代的課題をテーマとした学習事業の企画・実施
		関係団体と連携した学びの機会の充実
	地域住民の主体的な学びの支援	学習に関する相談体制の強化
		地域の要望を踏まえた事業の企画・実施
つながりづくり	学習情報、地域情報の提供	様々な媒体を利用した情報提供の充実
		地域活動団体紹介コーナーの設置・運用
	学習や活動の成果を発表する機会の提供	交流の支援
		文化祭等のイベントの実施
	情報交換の場の提供	(仮称)地域づくり協議会の設置・運営
地域づくり	地域活動の促進	地域活動団体の支援
		新規地域づくり団体支援制度の創設
	地域ぐるみでのこども・子育て支援の促進	地域学校協働活動の推進
		子育て・家庭教育支援事業の実施
		こどもの居場所づくり事業の実施

基本方針 1 人づくり

様々な教室や講座を実施し、地域住民の教養の向上、健康の増進、文化の振興に寄与します。また、地域住民の自発的な学習活動を支援します。

重点施策(1)－① 暮らしを豊かにし地域を活性化する学びの提供

地域住民の生きがいつくりや現代的課題に対応する様々な学びの機会を提供します。

取組項目 1 現代的課題をテーマとした学習事業の企画・実施

・生活・文化の向上、健康・福祉の増進につながる学習事業を企画し実施します。

取組項目 2 関係団体と連携した学びの機会の充実

・関係団体・機関等との連携・協働により、それぞれの特性を生かした事業の推進を図ります。

重点施策(1)－② 地域住民の主体的な学びの支援

地域住民に学びのきっかけを提供するとともに、学習活動の支援を行います。

取組項目 1 学習に関する相談体制の強化

・地域住民が学びを始め、学びを深めていくための教室・講座に関する相談ができる体制づくりを進めます。

取組項目 2 地域の要望を踏まえた事業の企画・実施

・地域住民が必要とする学びを提供するため、地域住民の意向や要望を踏まえた事業を実施します。

基本方針２ つながりづくり

学びを通した様々な交流の機会を提供し、地域住民のつながりづくりを進めます。

重点施策(2)－① 学習情報、地域情報の提供

地域住民が地域で展開されている様々な活動を知り、触れ合う機会を提供します。

取組項目１ 様々な媒体を活用した情報提供の充実

- ・ 地区センターだより、掲示板、SNS等様々な媒体を通して地域活動に関する情報発信を行います。

取組項目２ 地域活動団体紹介コーナーの設置・運用

- ・ 施設内に設置してある「地域活動団体紹介コーナー」の更なる活用を図り、地区センター（公民館）を利用されている方々の交流や活動への参加を促します。

重点施策(2)－② 学習や活動の成果を発表する機会の提供

学びや活動の成果を伝え合う機会を提供し、学びを通した地域の交流を深めます。

取組項目１ 交流の支援

- ・ 公民館が持つ情報やネットワークを活用して地域住民の学び合いや支えあいを支援します。

取組項目２ 文化祭等のイベントの実施

- ・ 日頃の学習等の成果を発表する文化祭や各種イベント等を開催します。

重点施策(2)－③ 情報交換の場の提供

- ・ 地域住民同士による相談や意見交換をする場を提供し、地域住民のつながりを深めます。

取組項目１ （仮称）地域づくり協議会の設置・運営

- ・ 地区センター（公民館）で活動する各種団体の連絡・調整、地域における活動に関する協議を行う「（仮称）地域づくり協議会」を設置し、運営します。

取組項目２ オープンスペースの拡充

- ・ 地域住民が気軽に立ち寄り、打ち合わせや相談ができるオープンスペースの拡充など施設の機能向上に努めます。

基本方針3 地域づくり

地域活動を支援するとともに学習の成果を地域で活用する場の提供に努め、各種団体の連携・協働による地域づくりを進めます。

重点施策(3)－① 地域活動の促進

取組項目1 地域活動団体の支援

- ・区・自治会、スポーツ協会など地域で活動している団体を支援します。

取組項目2 地域づくり団体支援制度の創設

- ・「(仮称)地域づくり団体支援制度」を設置し、地域活動の活性化を図ります。

重点施策(3)－② 地域ぐるみでのこども・子育て支援の促進

地域の団体や事業者との連携・協働によるこども・子育て支援事業を実施します。

取組項目1 地域学校協働活動の推進

- ・地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を進める地域学校協働活動の更なる推進を図ります。

取組項目2 子育て・家庭教育支援事業の実施

- ・公民館主催又は市の関係部署や各種団体との共催により、子育て・家庭教育支援につながる様々な事業を実施します。

取組項目3 こどもの居場所づくり事業の実施

- ・学校の長期休暇期間を中心に、地域における多様なこどもの居場所づくり事業を実施します。

第5章 計画の推進に向けて

1 市の取組

(1) 推進体制・組織

公民館の運営は、地区センターの運営と密接に関わるとともに市役所の様々な部署と関連することから、市長部局（地域振興課）が設置する「入間市地区センター運営検討委員会」において公民館の運営や事業についての協議を行います。また、この委員会を補助するために設置する、「地区センター長ワーキンググループ」において公民館の運営に関する具体的な検討や調整を行うことと併せ、「地域づくりワーキンググループ」において公民館の事業に関する調査研究や情報交換等を行います。

こうした協議事項等は社会教育課がとりまとめを行い、関係者で共有して公民館の効果的な運営に努めていきます。

(2) 職員の育成

① 社会教育関係有資格者の育成

社会教育主事（社会教育士）は、資格取得の課程において、生涯学習・社会教育の基礎的知識や、社会教育行政の視点に立った施策立案能力などを学ぶとともに、社会教育に関する職務遂行に必要なファシリテーション能力やコーディネート能力に関して見識を深めることが期待できることから、地区センター（公民館）に係る職員の計画的な社会教育主事講習の受講に努めていきます。

② 各種研修会への参加

公民館が実施する事業は、市民のニーズや現代的課題に対応していくことが求められることから、埼玉県内の公民館で構成する埼玉県公民館連絡協議会や入間地区の市町の公民館で構成する入間地区公民館連絡協議会が開催する研修会等に職員を派遣し、公民館の運営や事業の企画実施などについて見識を深めるよう努めていきます。また、国や教育機関等が実施する講座等にも参加し、公民館に関する新しい動向を常に把握するよう努めていきます。

③ OJTの活用

公民館が実施する事業の企画・運営や社会教育関係団体をはじめとする様々な主体との連携・協働については、マニュアルや机上の研修だけでは身に付け難い面があるため、職場で実務経験豊かな先任者が若手や後輩に知識や技能を伝えるOJTを活用するよう職員の意識の向上を図ります。

【社会教育主事】

都道府県や市町村の教育委員会に置かれる専門的職員で、社会教育に関する企画・立案や、社会教育関係者への助言・指導などを行う。地域の学習活動を支援するとともに、社会教育を通じた地域づくりを推進する役割を担う。

【社会教育士】

社会教育主事講習等を修了し、専門的な知識・技能を生かし、地域の人々の学びや活動を支援する専門人材。行政に限らず、学校、企業、NPOなどさまざまな場で、人と人、学びと地域をつなぎ、地域課題の解決や地域づくりを支えることが期待されている。

2 地域への働きかけ

(1) 公民館の役割の周知

公民館は、学びの場としての役割を担うだけでなく、人々の交流を進め、地域コミュニティづくりを实践する場としての役割を担う地域の拠点施設であることを地域住民に周知して理解を促すことで、公民館を拠点とした様々な活動の活性化を図ります。

また、これまで公民館を利用する機会がなかった方々にも働きかけを進め、利用の拡大につなげていきます。

(2) 様々な主体の協働の促進

公民館の役割を地域住民と共通のものとし、公民館が地域の多様な主体とつながるとともに、それぞれのつながりを支援し、地域における様々な連携・協働の促進を図ります。

3 計画の進行管理・評価

(1) 進行管理の方法

本計画の実効性を高め、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、次のとおり進行管理を行います。

- ・単年度ごとに具体的な事業計画（アクションプラン）を策定し、各施策・事業に対して指標を設定することで、達成に向けたプロセスを明確にします。

指標：教育委員会の事務に関する点検評価指標

- ・PDCAサイクル（計画（Plan）→ 実行（Do）→ 評価（Check）→ 改善（Action））を事業運営の基本に、次年度の計画立案に実績と反省を途切れなく連動させることで、運営の質的向上を図ります。

(2) 評価の考え方

本計画に基づく施策の達成度や妥当性を測るため、年度ごとに評価を実施します。評価については、市の教育施策との整合性を図るため、社会教育課（公民館）単独で新たな評価体系は設定せず、「入間市の教育」における年度ごとの点検・評価（教育委員会の事務に関する点検評価報告）の指標により行います。

- ・設定指標の評価に当たっては、事業報告や自己評価等に基づき、各事業の達成度や次年度に向けた課題を整理し、評価を行います。
- ・「公民館の設置及び運営に関する基準」により、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の外部による点検及び評価も行います。

第3次入間市公民館基本計画〔原案〕
(令和9(2027)年度～13(2031)年度)

発行日 令和9(2027)年3月
発行 入間市教育委員会
編集 教育部 社会教育課
〒358-8511
入間市豊岡1丁目16番1号
電話 04-2964-1111(代表)
E-Mail ir815000@city.iruma.lg.jp